

各国の贈収賄防止法令遵守に向けて (日本触媒グループの行動指針)

近年、汚職行為に対する規制が世界的に強化されています。特に外国公務員贈賄罪での摘発事例では、贈賄行為を行った企業や個人に高額な罰金が科されるだけでなく、個人に対しては禁固刑が科されています。また、法令違反に関する報道等がなされると、会社の評判・信頼を大きく落とすことになり、事業活動に多大な悪影響をもたらします。

事業活動のいろいろな局面での判断基準は、損得ではなく善悪でなければなりません。目先の利益にとらわれることなく、ルールに則った公正な事業活動を行うことが、長い目で見て日本触媒グループの信頼および利益に繋がります。

日本触媒グループは、事業活動において、法令に違反する汚職行為を一切許容しません。かかる決意を表明するため、次のとおり、日本触媒グループで働く全ての人が遵守すべき行動指針を策定しました。

日本触媒グループは、事業活動にあたり、

- 公務員等への不正な利益供与・申出・約束、その他の各国の法令に違反する汚職行為を一切行いません。また、法令に違反するファシリテーションペイメント（手続迅速化のための少額の支払）は行いません。
- 第三者がこれらの違反行為をなすことについて、教唆、幫助、承認等を行いません。
- 取引先への社会通念上妥当な範囲を超える贈答・接待を行いません。

万が一、贈収賄防止法令やグループ行動指針への違反が発生した場合は、所属組織の就業規則等に則り厳正な対処が行われます。

また、株式会社日本触媒においては、当社で働く人が準拠することができるよう、贈収賄防止法令の概要および留意点、実務上の対応策をまとめたマニュアルを作成しました。各関係会社においても、グループ行動指針に従いつつ、各社の個別事情に応じたマニュアルを作成するとともに、従業員等への教育、監査等を行うことにより、法令違反防止に努めるようにしてください。

株式会社日本触媒
代表取締役社長
池田 全徳